

第 67 回国民体育大会関東ブロック大会総則

1 開催の趣旨

国民体育大会関東ブロック大会は、時代の要請に応じて関東ブロックのスポーツを振興し、地域住民の健康増進と体力の向上を図るとともに、スポーツの交流を通じて各都県の親睦と友情を深め、併せて地方文化の発展に寄与しようとするものである。

2 主 催

公益財団法人日本体育協会、東京都、関東ブロック各県教育委員会、関東ブロック各都県体育(スポーツ)協会、関東ブロック各実施競技団体、東京都会場地区市町

3 主 管

東京都、財団法人東京都体育協会、東京都各実施競技団体、東京都会場地区市町、東京都会場地区市町体育協会

4 後 援

文部科学省

5 実施競技 33 競技

(1) 本大会 32 競技

水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ

(2) 冬季大会 1 競技

アイスホッケー (第 68 回国民体育大会冬季大会)

6 会期・会場地

別紙「第 67 回国民体育大会関東ブロック大会 (以下「大会」という。) 競技日程・会場一覧」による。

(1) 中心会期

平成 24 年 8 月 17 日 (金) ~19 日 (日)

(2) 会場地

東京都内 11 区 21 市 1 町、埼玉県秩父郡長瀨町、千葉県印西市、静岡県御殿場市
なお、競技運営上、競技日程・会場等を変更する場合は、第 67 回国民体育大会関東
ブロック大会東京都実行委員会（以下「実行委員会」という。）の承認を得るもの
とする。

7 競技方法

別に定める「競技別実施要項」による。

8 参加資格、所属都県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。
なお、参加資格については、「第 67 回国民体育大会大会参加資格、所属都道府県及び
年齢基準の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者につい
ては、日本国籍を有しない者であっても、成年又は少年の種別に参加することが
できる。ただし、いずれの者についても、継続的に日本に滞在していることとす
る。

(ア) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち永住者（日本国との平和
条約に基づく日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める
特別永住者を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 学校教育法第 1 条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要
項が定める参加申込締切時に 1 年以上在籍していること。

b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、就学又は家族滞在
(中学 3 年生) に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 参加しようとする当該年以前に前号 (イ) に該当していた者。

b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、大会参加時において
留学に該当しない者。

〔注〕大学等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、出入国管理及
び難民認定法に定める在留資格の「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都県の当該競技団体会長と体育協会会長が代表として認
め、選抜した者であること。

ウ 第 65 回又は第 66 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において
選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第 65 回又は第 66 回大会
と異なる都道府県から参加することはできない。

(7) 成年種別

- a 平成 23 年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1 「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

〔注〕別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(イ) 少年種別

- a 平成 23 年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記 2 「『一家転住等』に伴う特例措置の考え方」による。）
- d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

エ 選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 前記のほか、選手については次のとおりとする。

- (7) 本大会は、1 競技に限り参加できる。
- (イ) 回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
- (ウ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。
- (エ) 都県大会に参加した選手であること。

(2) 所属都県

所属都県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都県から選択することができる。

ア 成年種別

- (7) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記 1 「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

〔注〕別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

- (7) 居住地を示す現住所
- (イ) 学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地
- (ウ) 勤務地

(エ) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(別記3)に定める小学校の所在地

※ 上記に属する都県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、平成24年4月30日以前からブロック大会参加時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

・成年種別の選手が属する都県として「ふるさと」を選択する場合(「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。)

・少年種別の選手が「一家転住」した場合

・少年種別の選手が「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受ける場合

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、平成6年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、平成9年4月1日以前に生まれた者から平成6年4月2日以後に生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成24年4月1日を基準とする。

イ 公益財団法人日本体育協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、公益財団法人日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、公益財団法人日本体育協会国民体育大会委員会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

(1) 成年種別に出場する選手は、公益財団法人日本体育協会国民体育大会開催基準要項(以下「開催基準要項」という。)細則第3項〔開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア 居住地を示す現住所

イ 勤務地

ウ ふるさと

(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

(3) 日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

- (4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- (5) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- (6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

別記2【「一家転住等」に伴う特別措置の考え方】

「転校への特例」

1 次の内容を全て満たすことにより、国内移動選手の制限(開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-③)に抵触しないものとする。

- (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
- (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

ア 親の転勤による一家の転居

イ 親の結婚、離婚による一家の転居

ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

- (3) 転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。

ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。

2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は次のとおりとする。

- (1) 転居した時点において、次に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

- (2) 転居した時点において、次に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOCエリートアカデミー」に係る選手のうち、下記(1)に該当する者については、開催基準要項細則第3項及び「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、下記(2)～(4)の特例を適用する。

(1) 対象者

ア 少年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーに在籍する者

イ 成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

(1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都県について、「(ア)居住地を示す現住所」、「(イ)学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「(ウ)勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

(1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

(4) 国内移動選手の制限にかかる例外適用

(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会(都県大会を含む)と異なる都県から参加する場合、開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

[注] (1)イに定める成年種別年齢域の選手については、開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-③(国内移動選手の制限)の規定に従い取り扱うものとする。

9 各競技の参加申込方法

(1) 各都県競技団体は、国体参加申込システム関東ブロック大会申込ページ(所定のWebページ)にアクセスし、必要事項を入力の上、所属都県体育協会を通じて、定められた期限までに申込手続きを完了すること。期限を厳守すること(公印は省略とする)。

(2) 参加申込手続き時に、第67回国民体育大会実施要項総則5(2)ア(ウ)に該当するふるさと選手が出場する場合は、競技団体毎に所定のWebページから「ふるさと申込書」に必要事項を記入の上、定められた期限までに申込手続きを完了すること(関東ブロック大会参加者のみでもよい)。

(3) 実行委員会事務局は、東京都実施競技団体に参加申込情報を送信する。その際、個人情報については十分留意すること。

(4) 参加申込期限

次のとおりとする。

期 限	競 技
平成24年 5月1日 (火)	カヌー (スラローム・ワイルドウォーター)
平成24年 6月15日 (金)	水泳 (シンクロ)、カヌー (スプリント)、ボウリング、ゴルフ
平成24年 6月25日 (月)	ボート、山岳、クレール射撃、なぎなた
平成24年 7月6日 (金)	水泳 (水球)、卓球
平成24年 7月13日 (金)	サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、アーチェリー、空手道、銃剣道
平成24年 11月8日 (木)	アイスホッケー

(5) 参加申込締め切り後の交代 (変更) は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で交代 (変更) する場合は、別に定める「第 67 回国民体育大会関東ブロック大会参加選手・監督交代 (変更) 届」により、次のところあてに届け出なければならない。

ア 第 67 回国民体育大会関東ブロック大会東京都実行委員会事務局

イ 東京都実施競技団体事務局

10 大会参加負担金

(1) 都県負担金

1 都県当たり 2,000,000 円とする。

(2) 関東競技団体分担金

次のとおりとする。

金額	競技団体名
20万円	テニス、ウエイトリフティング、卓球、軟式野球、フェンシング、柔道、バドミントン、弓道、剣道、山岳、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ゴルフ
25万円	水泳、サッカー、ボート、ボクシング、体操、バスケットボール、ソフトテニス、馬術、ライフル射撃、ラグビーフットボール、カヌー、ボウリング、アイスホッケー
30万円	ホッケー、バレーボール、ハンドボール、ソフトボール

(3) 参加料

ア 納入対象者

監督、選手、都県選手団本部役員

イ 金額

1人当たり 800 円とする。

ウ 納入方法

参加申込み期限までに、実行委員会に納入する。

(4) 納入先

金融機関・店名	(別に定める)
預金種別・口座番号	(別に定める)
口座名義	(別に定める)

11 宿泊申込み

大会参加者は、実行委員会が指定した所定の様式により、参加申込期限までに申し込む。

12 宿泊・昼食弁当料金

(1) 宿泊

監督・選手・都県選手団本部役員・報道関係者

宿泊料金	摘要
10,000円	1泊2食（奉仕料・消費税を含む。）

(2) 昼食弁当

900 円（消費税込み）

その他必要な事項については、別に定める「大会宿泊要項」による。

13 都県選手団本部役員編成及び視察員

(1) 都県選手団本部役員は、団長、副団長、総監督及び総務とし、1都県当たり 15 名以内とする。

- (2) 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 視察員は、1都県3名以内とする。ただし、平成25年度開催県は、20名以内とする。

14 参加上の注意事項

- (1) 監督及び選手は、競技に際し、所属都県名を明示したユニフォームを着用しなければならない。
- (2) 選手は、健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。
- (3) 都県選手団本部役員、監督及び選手は、「国民体育大会参加者傷害補償制度」に加入すること。

15 総合開会式

- (1) 日時 平成24年8月17日(金) 午後4時から

- (2) 場所 京王プラザホテル本館5階「コンコードボールルームB」
〒160-8330 東京都新宿区西新宿2-2-1
最寄駅：JR 新宿駅(西口) 徒歩5分

16 競技会開始式・閉会式

各競技会の開始式及び閉会式は、実状に合わせることにする。

17 その他

- (1) 参加申込書、参加者負担金及び宿泊申込書等が、定められた期限までに指定された場所に到着しない場合は、その理由のいかんを問わず、大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、開催基準要項及び同細則に準じる。